



特定非営利活動法人 昴 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 昴 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市西海町 1560 番地 9 長崎市琴海南部しらさぎ会館に置く。

(目的)

第3条 この法人は、在宅障害者等の権利に則り、社会生活の自立及び社会参加の推進を図るため、障害者に学習と訓練の機会を創り、雇用就労の確立と障害者が社会と融合し、自己実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は、福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 職業能力の開発、雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①福祉、医療、生活などに関する相談事業
- ②身体障害者の福祉向上に関する支援事業
- ③身体障害者の就労に関する調査研究及び相談事業
- ④身体障害者のための男女共同参画社会の実現に向けた調査研究事業
- ⑤小規模作業所の運営に関する事業
- ⑥地域活動支援センターの運営に関する事業
- ⑦関係団体等との連携、支援事業
- ⑧広報事業

(2) その他の事業

- ①物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第2章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は正会員、賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同し、入会した個人をいい、総会での議決権があり、当法人が実施する事業にサービス提供者として参加の責任を有する。

3 賛助会員とは当法人の目的及び趣旨等に賛同し、入会した個人または団体の会員をいい、総会での議決権は有しない。

(入 会)

第7条 この法人に入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を、また、賛助会員は、同じく会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 退会しようとする者は、理事長が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) この法人の目的、趣旨に反する行為があったとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上7名以下
- (2) 監事 1名
 - 2 理事のなかから理事長1名を定めるものとし、副理事長1名をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 監事はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員は法第20条各号に該当せず、その構成は法第21条の規定に違反してはならない。
- 6 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けた場合は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づいて法人の業務を執行する。
- 4 監事は、当法人の財務及び理事の業務執行状況を監査するほか次の業務を行う。
 - (1) 監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを理事会、総会及び所轄庁に報告するものとする。
 - (2) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会及び理事会を招集すること。
 - (3) 必要に応じて総会及び理事会に出席し意見を述べる。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
 - 3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員をおくことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

(顧問)

- 第21条 この法人に、顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

第4章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第2号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第54条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第33条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第2号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、前条第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第6章 運営組織

(委員会及び部会等)

- 第40条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。
- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別で定める。

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関する事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の区分)

第45条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なけ

ればならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散の総会において選定する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、長崎新聞及び官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松 本 義 治
副理事長	平 元 昭 義
理事	高 田 辰 雄
理事	猪 股 禎 介
理事	柿 本 豊
理事	南 哲 雄
理事	末 永 惠一郎
監事	吉 岡 賢 一

3 この法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成22年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円

(2) 年会費 正会員 (1口 2,000円) 団体の賛助会員 (1口 10,000円)

個人の賛助会員 (1口 2,000円)

附則 この定款は、平成23年 9月 8日から施行する。

附則 この定款は、平成25年11月16日から施行する。

平成26年 月 日

これは現行定款である

特定非営利活動法人 昂

理事長 松 本 義 治